

第3期 羽曳野市男女共同参画推進プラン

令和4年度 進捗状況調査結果

基本目標2 いきいきと働き活躍できる仕組みづくり【女性活躍推進計画】

(基本方針：1 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進、2 女性の活躍推進、3 働く場における男女共同参画の促進)

No.	基本方針	施策の方向	施策の内容・方向性	担当課	事業名	事業対象	事業内容	実施内容	・事業の問題点・課題 ・今後の事業予定	・根拠法令（法律・条例・要綱等） ・関係機関
23	1	①	市民や事業主に対して、ワーク・ライフ・バランスの考え方や必要性、その効果等について、積極的に情報提供を行い、啓発を推進します。	経済労働課	雇用の促進に関する事業の一環	市民 事業主	関係機関と連携し市民等への情報提供を行う	関係機関からのリーフレット・ポスターを窓口等へ配架・掲示し、情報提供及び啓発	継続実施	大阪労働局
24	1	①	大阪府の啓発冊子等を活用し、事業主の妊産婦に対する健康配慮義務について周知します。また、職場における母性健康管理に関する相談窓口についての周知を図ります。	経済労働課	雇用の促進に関する事業の一環	市民 事業主	関係機関と連携し市民等への情報提供を行う	関係機関からのリーフレット・ポスターを窓口等へ配架・掲示し、情報提供及び啓発	継続実施	大阪労働局
25	1	①	ワーク・ライフ・バランスのメリットや事業主の取り組みなどを広報紙等で紹介するなど啓発に努め、事業主のワーク・ライフ・バランスの促進に努めます。	人権推進課	男女共同参画啓発事業	市民等	市の広報紙やウェブサイト、男女共同参画啓発冊子等の情報発信ツールを用いて周知	「共同参画」（内閣府発行）の庁内掲示や「きらりHABIKINO」（当課発行）で特集する。	今後とも市広報、市ウェブサイト等を活用しての情報紹介を検討する。	男女共同参画社会基本法 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 羽曳野市男女共同参画推進条例
26	1	①	市の職員及び教職員のワーク・ライフ・バランスに関する認識を深めるため、研修を実施します。	人事課	庁内研修等の実施 (女性職員キャリアデザイン研修等)	正規職員	女性ならではの自律的キャリア形成の必要性を理解するとともに、キャリア形成に対し、前向きかつ意欲的に取り組む意識を醸成する。また、組織の中で能力を発揮し、自分らしく活躍するために必要な要素や、キャリアデザインについて学ぶため庁内研修を実施。	研修名：女性職員キャリアデザイン研修 研修日：令和5年2月8日 対象：女性主査、女性主任 講師：一般社団法人日本経営協会 武田 由利子氏	令和5年度についても同様の研修を実施予定（対象者等未定）	女性活躍推進法
26	1	①	市の職員及び教職員のワーク・ライフ・バランスに関する認識を深めるため、研修を実施します。	学校教育課	ワーク・ライフ・バランス研修	教職員	職員の働き方改革や心身の健康の保持増進のために年2回、講師を招きメンタルヘルス研修を実施する。	メンタルヘルスラインケア研修：学校園における教職員の心の健康の保持増進を図るため、メンタルヘルスに関わる知識と措置の方法についての研修を行った。 メンタルヘルスセルフケア研修：自らのストレスの状況・状態を把握することにより、不調の早期発見・自らのケアを行い、必要であれば支援を求める方策を学ぶ研修を9月に予定している。		
27	1	②	市民や事業主に対して、労働関連の各種法令（労働基準法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、女性活躍推進法など）の周知及び情報提供を行います。	経済労働課	雇用の促進に関する事業の一環	市民 事業主	関係機関と連携し市民等への情報提供を行う	関係機関からのリーフレット・ポスターを窓口等へ配架・掲示し、情報提供及び啓発	継続実施	大阪労働局
28	1	②	市の職員に対して、労働関連の各種法令（労働基準法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、女性活躍推進法など）に関する研修を実施するなど周知を図ります。	経済労働課	該当なし					
28	1	②	市の職員に対して、労働関連の各種法令（労働基準法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、女性活躍推進法など）に関する研修を実施するなど周知を図ります。	人権推進課	職員研修	市職員	職員研修等への協力	情報提供	担当課（人事課や学校教育課）と調整をし、必要な資料や情報を提供する。	男女共同参画社会基本法 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 羽曳野市男女共同参画推進条例

第3期 羽曳野市男女共同参画推進プラン

令和4年度 進捗状況調査結果

基本目標2 いきいきと働き活躍できる仕組みづくり【女性活躍推進計画】

(基本方針：1 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進、2 女性の活躍推進、3 働く場における男女共同参画の促進)

No.	基本方針	施策の方向	施策の内容・方向性	担当課	事業名	事業対象	事業内容	実施内容	・事業の問題点・課題 ・今後の事業予定	・根拠法令（法律・条例・要綱等） ・関係機関	
28	1	②	市の職員に対して、労働関連の各種法令（労働基準法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、女性活躍推進法など）に関する研修を実施するなど周知を図ります。	人事課	庁内研修等の実施（女性職員キャリアデザイン研修等）	正規職員	女性ならではの自律的キャリア形成の必要性を理解するとともに、キャリア形成に対し、前向きかつ意欲的に取り組む意識を醸成する。また、組織の中で能力を発揮し、自分らしく活躍するために必要な要素や、キャリアデザインについて学ぶため庁内研修を実施。	研修名：女性職員キャリアデザイン研修 研修日：令和5年2月8日 対象：女性主査、女性主任 講師：一般社団法人日本経営協会 武田 由利子氏	令和5年度についても同様の研修を実施予定（対象者等未定）	女性活躍推進法	
29	1	②	男女がともに休暇を取得しやすい社内風土が醸成されるよう、市民や事業主に対して、育児・介護休業制度の周知を図るとともに、利用促進に向けた啓発を行います。	経済労働課	雇用の促進に関する事業の一環	市民事業主	関係機関と連携し市民等への情報提供を行う	関係機関からのリーフレット・ポスターを窓口等へ配架・掲示し、情報提供及び啓発	継続実施	大阪労働局	
30	2	①	市の広報紙やウェブサイト、男女共同参画啓発冊子等の情報発信ツールを用いて、女性活躍推進法の周知を図ります。	経済労働課	雇用の促進に関する事業の一環	市民事業主	関係機関と連携し市民等への情報提供を行う	関係機関からのリーフレット・ポスターを窓口等へ配架・掲示し、情報提供及び啓発	継続実施	大阪労働局	
30	2	①	市の広報紙やウェブサイト、男女共同参画啓発冊子等の情報発信ツールを用いて、女性活躍推進法の周知を図ります。	人権推進課	男女共同参画啓発事業	市民等	市の広報紙やウェブサイト、男女共同参画啓発冊子等の情報発信ツールを用いて周知	市広報平成28年4月号に法施行記事を掲載、以後、広報記事として市ウェブサイト内で掲載している。	今後、市広報、市ウェブサイト等を活用しての情報紹介を検討する。	男女共同参画社会基本法 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 羽曳野市男女共同参画推進条例	
31	2	①	各種講座において、子育て、健康、食生活、家族などさまざまな視点から、そのライフステージごとにかかわるテーマを取り上げ、男女共同参画や女性のエンパワメントを支援する学習機会を提供します。	市民協働ふれあい課	該当事業なし						
31	2	①	各種講座において、子育て、健康、食生活、家族などさまざまな視点から、そのライフステージごとにかかわるテーマを取り上げ、男女共同参画や女性のエンパワメントを支援する学習機会を提供します。	人権文化センター	センターニュース発行	市民等	センターニュースの発行	センターニュースの発行	センターニュース「ぬくもり」を活用して男女共同参画週間の啓発を行っている。 地域住民はもとより広く市民相互の交流を図る講習講座を企画、実施している。		
31	2	①	各種講座において、子育て、健康、食生活、家族などさまざまな視点から、そのライフステージごとにかかわるテーマを取り上げ、男女共同参画や女性のエンパワメントを支援する学習機会を提供します。	青少年児童センター	子育て支援事業	羽曳野市民及び在勤者・在学生	セミナー等を通して、親子がともに育ちあう、豊かな楽しい子育てのための保護者同士の交流の場となる機会・場所の提供を行う。	親子体操、子どもすこやか広場事業	引続き継続予定		
31	2	①	各種講座において、子育て、健康、食生活、家族などさまざまな視点から、そのライフステージごとにかかわるテーマを取り上げ、男女共同参画や女性のエンパワメントを支援する学習機会を提供します。	陵南の森公民館	市民生涯学習推進事業（はびきのふれ愛学のすすめ）	市民、在勤・在学者	年間を通じての市民生涯学習講座	教養講座5講座18回 春・秋講座17講座34回 共催公開講座5講座5回 ファミリー企画6講座6回			
32	2	①	関係機関、団体等との連携により、女性の就労や再就職をテーマとした講座を開催します。	経済労働課	雇用の促進に関する事業の一環	市民事業主	関係機関と連携し市民等への情報提供を行う	関係機関からのリーフレット・ポスターを窓口等へ配架・掲示し、情報提供及び啓発	継続実施	大阪労働局	
33	2	①	関係機関と連携しながら、働く女性に対する相談窓口や就労に関する情報の提供に努めます。	経済労働課	雇用の促進に関する事業の一環	市民事業主	関係機関と連携し市民等への情報提供を行う	関係機関からのリーフレット・ポスターを窓口等へ配架・掲示し、情報提供及び啓発	継続実施	大阪労働局	
34	2	①	男女共同参画の推進や、女性をめぐるさまざまな問題に取り組む市民団体の育成を図るとともに、団体間の交流を促進します。	市民協働ふれあい課	該当事業なし						

第3期 羽曳野市男女共同参画推進プラン

令和4年度 進捗状況調査結果

基本目標2 いきいきと働き活躍できる仕組みづくり【女性活躍推進計画】

(基本方針：1 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進、2 女性の活躍推進、3 働く場における男女共同参画の促進)

No.	基本方針	施策の方向	施策の内容・方向性	担当課	事業名	事業対象	事業内容	実施内容	・事業の問題点・課題 ・今後の事業予定	・根拠法令（法律・条例・要綱等） ・関係機関
34	2	①	男女共同参画の推進や、女性をめぐるさまざまな問題に取り組む市民団体の育成を図るとともに、団体間の交流を促進します。	生涯学習課	社会教育振興事業	婦人団体協議会	女性教育・男女共同参画の推進、家庭教育など女性に関する事業を推進しており市からの助成金の一部を事業費とした	情報の提供や活動の支援を行った	婦人会自体の会員減少、及び高齢化に伴い参加人数、参加回数が減少している	
34	2	①	男女共同参画の推進や、女性をめぐるさまざまな問題に取り組む市民団体の育成を図るとともに、団体間の交流を促進します。	人権推進課	情報提供	市民等	当課に寄せられている啓発的資料や研修資料を団体等へ提供	要望に迅速に対応できるよう最新資料をストック	現在、活動団体を把握していないことから、今後、男女共生セミナーなど市民参加型事業の中で検証する。	男女共同参画社会基本法 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 羽曳野市男女共同参画推進条例
35	2	②	主に女性を対象とする講座に就労や再就職に必要となる実践的なプログラムの充実を図るとともに、市民への周知に努めます。	経済労働課	雇用の促進に関する事業の一環	市民事業主	関係機関と連携し市民等への情報提供を行う	関係機関からのリーフレット・ポスターを窓口等へ配架・掲示し、情報提供及び啓発	継続実施	大阪労働局
35	2	②	主に女性を対象とする講座に就労や再就職に必要となる実践的なプログラムの充実を図るとともに、市民への周知に努めます。	人権推進課	男女共生セミナー	市民等	年3回セミナーを実施しており、女性就労に役立つ講座を開催する	就労の職域や年齢の幅に応じた企画を継続する	今後も男女共生セミナー等において検討。（現在、セミナー対象者に性別は問わない）	男女共同参画社会基本法 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 羽曳野市男女共同参画推進条例
36	2	②	女性を対象とする講座などの人材育成事業に関する情報を市民に周知し、参加につなげることで女性の人材育成に努めます。	人権推進課	男女共同参画啓発事業	市民等	国、大阪府及び関係機関等が主催する講座のチラシ等を配架することにより周知			男女共同参画社会基本法 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 羽曳野市男女共同参画推進条例
37	2	③	各種講座において、女性の起業に関する学習機会や情報の提供に努めます。	人権推進課	男女共同参画啓発事業	市民等	はびきのレディースセンターにポスター等を掲示	はびきのレディースセンターにポスター等を掲示		男女共同参画社会基本法 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 羽曳野市男女共同参画推進条例
38	2	③	女性の起業家やこれから起業をめざす市民を対象に、経営に関する相談などのフォローアップ支援を実施します。	経済労働課	起業及び創業の支援に関する事業の一環	新規創業者	市内での新規創業予定者に対して、創業に係る知識の取得が可能なセミナーの開催や補助金の交付等の支援を行う。	・創業セミナー（羽曳野市商工会・日本政策金融公庫阿倍野支店・富田林商工会と連携して年4回開催） ・羽曳野市地域活性創業支援補助金（施設使用・設備費用等最大20万円、令和4年度支給実績5件）	左記セミナーや補助金は性別を問わず対象となり、女性創業者に特化したものは取扱いしていない。	産業競争力強化法 羽曳野市商工会
39	2	④	仕事と家庭生活の両立ができる職場のモデルケースとなるよう、市の関係各課の連携のもと、「羽曳野市特定事業主行動計画」を推進します。	人事課	制度周知	職員	仕事と家庭生活の両立を促進するための制度周知を実施。	・職場におけるハラスメントの防止等に関する相談窓口の設置 ・育児・介護応援ハンドブックの配付 ・育児休業を取得した男性職員の声を電子掲示板に掲載	各種休業・休暇の取得率及び平均取得期間の向上のための職員への制度周知を行うとともに、ハラスメントの発生防止に向けた職員の意識啓発等を行っていく。	
40	2	④	女性職員の職域拡大と活用を図り、管理職への登用や昇給・昇格・昇任については、引き続き、個人の能力により処遇するとともに、配置や職務内容の見直しなどを進めます。	人事課	任用	正規職員	任用については、男女の区別を設けていない。	任用については、男女の区別を設けていない。	男女の区別なく、その者の能力や勤務実績により判断する。	
41	2	④	女性職員の政策・方針決定への参画を推進するため、スキルアップを支援する研修等への参加を促進します。	人事課	マッセ研修への派遣等	正規職員	職員のスキルアップのために、マッセ研修等のプログラムを提示し、希望者を派遣している。	研修派遣において、男女の区別なく希望者を派遣している。	職員のスキルアップのため、マッセ研修等のプログラムを提示し、希望者を派遣する。	
42	2	④	教職員の女性管理職の増加、主任等への積極的な活用により、学校における方針決定の場への女性の参画を推進します。	学校教育課	女性管理職員の登用	職員	学校において、学年主任や校務分掌の代表などや、管理職について、広く募ったり推薦したりの工夫をする。	学年主任や校務分掌の代表などの割合に男女の差はあまりなく、経験豊富なものが、率先して努めている。管理職については、広く募ったり、推薦もしているが、まだまだ少ない。【令和4年小・中・義務教育学校管理職：全体40人、うち女性4人】		

第3期 羽曳野市男女共同参画推進プラン

令和4年度 進捗状況調査結果

基本目標2 いきいきと働き活躍できる仕組みづくり【女性活躍推進計画】

(基本方針：1 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進、2 女性の活躍推進、3 働く場における男女共同参画の促進)

No.	基本方針	施策の方向	施策の内容・方向性	担当課	事業名	事業対象	事業内容	実施内容	・事業の問題点・課題 ・今後の事業予定	・根拠法令（法律・条例・要綱等） ・関係機関
43	3	①	事業主に対して、性別によって能力や役割を判断することなく、意欲や成果に基づいて公正に評価するなどの積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の促進に向けた啓発を推進するとともに、取り組む企業の紹介など効果的な推進を図ります。	経済労働課	雇用の促進に関する事業の一環	市民 事業主	関係機関と連携し市民等への情報提供を行う	関係機関からのリーフレット・ポスターを窓口等へ配架・掲示し、情報提供及び啓発	継続実施	大阪労働局
44	3	①	事業主や労働者に対して、育児・介護休業制度に関する情報提供を行います。	経済労働課	雇用の促進に関する事業の一環	市民 事業主	関係機関と連携し市民等への情報提供を行う	関係機関からのリーフレット・ポスターを窓口等へ配架・掲示し、情報提供及び啓発	継続実施	大阪労働局
45	3	②	賃金や労働条件などの就労実態の把握に努め、就労環境の整備に関する課題解決への取り組みを推進します。	経済労働課	雇用の促進に関する事業の一環	市民 事業主	関係機関と連携し市民等への情報提供を行う	関係機関からのリーフレット・ポスターを窓口等へ配架・掲示し、情報提供及び啓発	継続実施	大阪労働局
46	3	②	事業主や労働者に対して、育児・介護休業の取得や職場復帰がしやすい環境づくりに努めるよう啓発を推進します。	経済労働課	雇用の促進に関する事業の一環	市民 事業主	関係機関と連携し市民等への情報提供を行う	関係機関からのリーフレット・ポスターを窓口等へ配架・掲示し、情報提供及び啓発	継続実施	大阪労働局
47	3	②	農業分野などにおいて女性が担っている役割への正当な評価と経済的地位の向上のため、家族経営協定締結の促進や、研修会などにより締結者の支援に努めるとともに、女性農業者が活躍しやすい環境の整備を図ります。	農とみどり推進課	該当事業なし				男女問わず若手の農業者支援施策はあるが、女性に特化した支援施策はないため。	
48	3	③	大阪府や関連機関と連携し、再就職支援講座などの学習機会の提供を行い、再就職支援の充実に努めます。	経済労働課	雇用の促進に関する事業の一環	市民	関係機関と連携し市民等への情報提供を行う	関係機関からのリーフレット・ポスターを窓口等へ配架・掲示し、情報提供及び啓発	継続実施	大阪労働局
49	3	③	ひとり親家庭が就業に結びつきやすい資格を取得するために、養成機関での受講を行うに際して、受講期間のうち一定期間について訓練促進費を支給し、就業を支援します。	こども政策課	羽曳野市高等職業訓練促進給付金等事業	ひとり親家庭等の父母で、児童扶養手当受給者等	ひとり親家庭等の父母が就業に結びつきやすい資格を取得するため、1年以上（一部の資格は6ヶ月以上）養成機関で受講する場合に一定期間（最大48ヶ月）支給する給付事業	養成機関で受講前に事前相談の上、受講者が申請を行う。審査後、支給決定となれば、修業期間中に受給者の状況の確認等を行い、給付金を支給する。	国の動向を見ながら実施 なお、令和3年度からは、准看護師養成機関を修了する者が、引き続き、看護師の資格を取得するために、養成機関で修業する場合には、通算48月を越えない範囲で支給することが可能。	羽曳野市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱
50	3	③	個々のひとり親家庭の主体的な能力開発の取り組みを支援するため、教育訓練講座を受講するひとり親家庭の母に対し、訓練給付金を給付し、ひとり親家庭の自立の促進を図ります。	こども政策課	羽曳野市自立支援教育訓練給付金事業	ひとり親家庭等の父母で、児童扶養手当受給者等	ひとり親家庭等の父母の主体的な能力開発の取り組みを支援するため、教育支援講座として指定された講座を受講した場合に支給する給付事業	講座受講前に事前相談の上、支給要件の審査後、対象講座の指定の可否を決定する。支給可能であれば講座受講終了後に給付金の支給を行う。	国の動向を見ながら実施 なお、令和4年度からは、専門実践教育訓練給付金について、給付額が拡充。	羽曳野市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱
51	3	④	多様なライフスタイルに対応するため、「はびきのこども夢プラン」などに基づいた子育て支援サービスの充実に努めます。	こども政策課	はびきのこども夢プラン推進事業	妊娠期から乳幼児期を経て青年期に至るまでの、概ね18歳までの子どもとその家庭・地域・学校園・市民活動団体・事業者など	羽曳野市子ども・子育て支援事業計画及び羽曳野市次世代育成支援行動計画に基づく施策・事業の進捗状況や評価などの進行管理を行う。	就学前教育・保育の量の見込みと提供体制の進行管理による待機児童ゼロの継続及び地域子ども・子育て支援事業の進捗状況の把握による子育て支援サービスの充実など。	現状のはびきのこども夢プランは、令和2年～令和6年度の5年計画であり、令和7年度以降の次期はびきのこども夢プランの策定に向けて、計画の現状把握や関連事業の整理、委員会の開催準備などを進めている。	子ども・子育て支援法 次世代育成支援対策推進法 など
52	3	④	保護者の就労形態の多様化に対応するため、延長や病後児保育、一時預かりなどさまざまな保育サービスや、留守家庭児童会などの充実に努めます。	こども保育課	①病後児保育事業 ②一時保育事業 ③延長保育事業	就学前児童のいる家庭	多様な就労形態に対応するため、延長や病後児保育、一時預かりなどの保育サービスを実施	①NPO法人が事業主体となって1か所で実施。 ②民間保育園3施設にて実施。 ③公立・民間の全園にて実施。、	継続実施	羽曳野市病後児保育事業実施要綱 一時預かり事業実施要項 羽曳野市一時預かり事業補助金交付要綱 延長保育事業実施要項 羽曳野市延長保育事業補助金交付要綱 羽曳野市立教育・保育施設設置条例 羽曳野市立保育園の管理運営に関する規則

第3期 羽曳野市男女共同参画推進プラン

令和4年度 進捗状況調査結果

基本目標2 いきいきと働き活躍できる仕組みづくり【女性活躍推進計画】

(基本方針：1 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進、2 女性の活躍推進、3 働く場における男女共同参画の促進)

No.	基本方針	施策の方向	施策の内容・方向性	担当課	事業名	事業対象	事業内容	実施内容	・事業の問題点・課題 ・今後の事業予定	・根拠法令（法律・条例・要綱等） ・関係機関
52	3	④	保護者の就労形態の多様化に対応するため、延長や病後児保育、一時預かりなどさまざまな保育サービスや、留守家庭児童会などの充実を図ります。	次世代育成課	羽曳野市留守家庭児童会	放課後に就労や疾病等により保護者が昼間家庭にいない小学校または義務教育学校（1年生から6年生）の児童	放課後、保護者の就労等により、保護者に代わって留守家庭となる児童を対象に開設している。児童の安全を守り、遊びや異年齢の集団活動を通じて、健康で自主性や社会性を備えた人間性を育てることを目的に実施している。 ・開設期間：4月1日～翌年3月31日までの月～土曜日（日・祝日、12月29日～1月3日、8月10日～18日までの間で毎年教育委員会が指定する日、は除く）、 ・開設時間：下校時～17時まで、夏休み等の学校休業日は、8時30分～17時、土曜保育は9時～17時、延長保育は17時～18時30分	14教室30クラブ 令和4年5月1日現在1116名在籍 【補助】 子ども・子育て支援交付金（国1/3、府1/3、計2/3）	【問題点、課題】 ・対象学年が1年生から6年生のため、多感な時期に入る児童の、男女それぞれの成長に合わせた対応及び指導方法の確立が求められる。 ・在籍児童の増加、ニーズ拡大に伴い、支援員の質、量の確保が急務となっている。 【事業予定】 ・月2回程度課の職員による運営支援事業を引き続き行う	【根拠法令】 羽曳野市留守家庭児童会条例及び同条例施行規則 羽曳野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 【関係機関】 大阪府、厚生労働省
53	3	④	「高年者いきいき計画」などに基づいた高齢者の就労等、支援の充実を図ります。	高年介護課	高齢者への就労等支援	高齢者	高齢者への就労等支援	■雇用・就労支援 高齢者の雇用・就業の場を確保するため、関係機関との連携及び制度に関する情報収集 ■シルバー人材センターとの連携推進の検討	単独では施策の実現が難しいため、関係機関との連携・協力を進めていく必要がある	
54	3	④	事業主に対して、パートタイム労働法、労働者派遣法などの法制度の周知、啓発に努め、パートタイム労働者や派遣労働者の労働条件の向上に努めます。	経済労働課	雇用の促進に関する事業の一環	市民 事業主	関係機関と連携し市民等への情報提供を行う	関係機関からのリーフレット・ポスターを窓口等へ配架・掲示し、情報提供及び啓発	継続実施	大阪労働局
55	3	④	大阪府や関連機関と連携し、SOHOやテレワークといった在宅型就労など新しい働き方に関する情報提供に努めます。	経済労働課	雇用の促進に関する事業の一環	市民	関係機関と連携し市民等への情報提供を行う	関係機関からのリーフレット・ポスターを窓口等へ配架・掲示し、情報提供及び啓発	継続実施	大阪労働局